

令和5年度事業報告書

【総括】

1. 事業執行環境

令和5年度の事業執行にあたっての環境は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、これまでの4年間のような極力対面を避ける状態から、コロナ禍以前同様の事業執行ができる状態となりました。コロナ禍により対応を迫られたIT技術を活用した事業活動形態は、存外に便利な方法として定着したと思います。「遠隔地からでも会議・会務に参加できる。」「お金をかけない広報活動」「相続登記に関するWeb相談」などIT技術を活用したデジタル化の利便性と、対面による五感を用いた非言語コミュニケーションの双方の良いところを最大限に活用して、執行部が緊密かつ自由闊達に連携をとり、各人が無理のない範囲で、なしうる限りの活動を行う姿勢で事業が執行できたと考えています。

2. 令和5年度事業の総括

5年度においては、各部、おおむね事業計画に沿って計画された事業が執行されたと感じています。

重点事業として掲げた4項目のうち「**重点事業① 相続登記に関する無料相談のより一層の充実を図ること**」については、相続登記の申請が義務とされる前事業年度であったことから、相談事業部の報告にあるとおり、相談件数が増加しており、司法書士でなければできない相談活動について、利用者の相談機会の確保、利便性を高める工夫などをこれまで以上に検討を重ねて実施されたと思います（以上につき、相談事業部の事業報告をご参照ください）。

「**重点事業② 新しい財産管理制度に関するより一層充実した研修会の実施を図ること**」については、コロナ禍であったことなどから、この数年間更新することができなかった家庭裁判所に提出する「相続財産管理人（清算人）、不在者財産管理人候補者名簿」及び新たな財産管理制度である、「所有者不明土地・建物管理人、管理不全土地・建物管理人候補者名簿」作成のための基準を策定し又は改定するなど6年度事業とするための準備がなされました。

また、施行初年度ということもあり、具体的な実務に関する情報が乏しい中、日司連において実施された研修会等の案内のほか、本会研修部の企画による財産管理をテーマとした研修会などが実施されました（以上につき、研修部の事業報告をご参照ください）。

「**重点事業③ 非司法書士の取締りを強化すること**」に関しては、複数の情報提供に基づき、業務部により情報提供者から事実関係等を聴取するなどした結果、非司法書士行為があったと推認される事項についてある程度の情報は得られたものの、非司法書士行為者を特定するなど確定的な証拠資料が収集できず、摘発には至りま

せんでした。しかしながら、6年度につながる活動であったと考えています。

「重点事業④ より効果的な広告・広報の方法を検討・実施すること」に関しては、こちらから出稿した番組や、メディアからの要請に基づくラジオ、テレビへの出演などによる制度広報を行いました（この点につき、総務部の事業報告、会報をご参照ください。）。

これらの活動は、いずれも「相続」「登記」の専門家としての司法書士・司法書士制度の認知度向上に寄与したものと思います。

さらに、試みとしてYouTubeへの広告の出稿をしたり、X（旧Twitter）で非公式アカウントとして本会や日司連の活動を広報する活動にも取り組みました。継続することにより徐々にではありますが、効果が表れるものと期待しています。

以上の重点事業のほかに、公益社団法人長野県公嘱託登記司法書士協会（以下「公嘱協会」といいます。）の内船理事長、各支部長とともに、長野県内19市すべてを訪問して、司法書士及び公嘱協会の利活用をお願いしました。あわせて、民間事業者による登記申請書自動作成Webサイトへの誘導（不適切な司法書士業務への参入）を目的とした県内市町村と連携協定の締結などが行われなように啓発活動を行い、当会との連携協定が締結されるよう申出をおこないました。この活動については、6年度において、長野県内全市町村が対象となる連携協定として実を結ぶこととなりました。

唐澤前事務局長の退職に伴う、安達事務局長を中心とする事務局体制の一年目となりました。執行部とより緊密な意思疎通を図り、事務局の業務・運営に遅滞が生じないように、引き続き事務局担当常任理事を置いたほか新たに事務局委員会を設置して対応を図ったところ、事務局スタッフの創意工夫もあり、おおむね順調に運営されたものと認識しております。

以上、事務局運営を含め、執行部の活動及び本会の事業活動に多大なるご理解とご協力を賜りました会員の皆様、支部、関係各位に感謝申し上げます、5年度の総括とさせていただきます。

6年度以降もよろしくお願いいたします。